

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求事件
国側当事者・国(浅草税務署長)
平成20年6月27日棄却・控訴

判 示 事 項

- (1) 事業所得該当性の判断基準
- (2) 競走馬の保有に係る所得の事業所得該当性の判断基準
- (3) 所得税基本通達27-7(競走馬の保有に係る所得が事業所得に該当するかどうかの判定)の合理性
- (4) 本件個別通達(平成15年8月19日付課個5-5「競走馬の保有に係る所得の税務上の取扱いについて(通知)」)の合理性
- (5) 本件競走馬所得は、所得税基本通達27-7及び本件個別通達の基準に該当するということとはできないから、これらに該当することを理由に事業所得に該当するということとはできないとされた事例
- (6) 所得税基本通達27-7及び本件個別通達が定める基準が不合理である旨の納税者の主張が、これらの基準が合理性を有することは上記(3)及び(4)のとおりであり、これらが不合理であることをうかがわせる事実を認めることはできないとして排斥された事例
- (7) 競走馬の保有に係る所得の所得区分の原則と例外
- (8) 競走馬の保有に係る所得が事業所得に該当するか否かに当たっての考慮要素
- (9) 平成14年において、本件各競走馬は相当数出走したにもかかわらず、多くの賞金を得ることができなかったにすぎないから、本件競走馬所得が事業所得であるか否かの判断において、損失が生じていたことを重視すべきではない旨の納税者の主張が、多数の出走回数にもかかわらず収益を得ることができないということは、いまだ射こう的行為の手段となる動産であり、「生活に通常必要でない動産」であることの証左ともいい得るものであるとして排斥された事例
- (10) 納税者の競走馬の登録期間・保有頭数・出走回数、その保有に係る収支、管理・運営の状況(人的・物的設備の有無)、納税者の職業・収入状況等の事実を総合的に考慮し、また、競走馬の保有に係る所得については、飽くまで例外的に、「その規模、収益の状況その他の事情」によっては、事業所得であると認めることができることとした所得税法及び同法施行令の趣旨及び目的に照らすと、納税者の平成14年分の本件競走馬所得は、社会通念上いまだ事業所得とまで認めることはできないとされた事例
- (11) 本件各事故馬については、納税者に継続して保有する意思があるものとして、保有を継続しているものとして登録期間を加算した上で、事業規模等を判断すべきである旨の納税者の主張が、本件各事故馬は、事故により登録を抹消され、出走できなくなったものであり、その後、復帰して再登録されることなく、平成14年に死亡し、又は処分されたことがうかがわれるのであり、そうすると、本件各事故馬によってはもはや継続した収益を得る見込みはなくなったものというべきであるから、平成14年分の本件競走馬所得が事業所得に該当するか否かの判断において、納税者が本件各事故馬を保有する意思があったか否かという主観的要素を殊更重視すべき理由はなく、登録抹消後も本件各事故馬の登録が継続されているものと取り扱うべき必要性は認められないとして排斥された事例
- (12) 納税者は平成14年9月に銀行から5,000万円を借り入れ、これを種付料や預託料等に充当

し、納税者が本件各競走馬等の保有に係る管理及び運営の重要な部分を自ら行っていたため、平成14年分の本件競走馬所得が事業所得に該当するか否かの判断において上記5,000万円の借入金を重視すべきとする旨の納税者の主張が、納税者が上記5,000万円を借り入れたこと、及び上記5,000万円の借入金のうち750万円が本件各繁殖ひん馬の種付料に充てられたことが認められるものの、その余の借入金が本件各競走馬等の保有のために充てられたことをうかがうことはできないとして排斥された事例

(13) 納税者が社団法人H馬主協会の理事に就任して活動していたことを理由に、本件各競走馬等の管理業務を自ら行っていた旨の納税者の主張が、平成14年に納税者が同社団法人の理事の職に在ったことは認められるものの、そのことを理由に、直ちに納税者が自ら本件各競走馬等の管理業務を行っていたということとはできないとして排斥された事例

(14) 上記(7)～(13)のことからすると、本件競走馬所得は、事業所得ということとはできず、雑所得であるとされた事例

(15) 繁殖ひん馬の保有に係る所得の事業所得該当性の判断基準

(16) 平成11年から同13年までの納税者の本件各繁殖ひん馬の保有に係る収支は、いずれの年においても損失が生じたこと、納税者は、同14年において、本件各繁殖ひん馬2頭しか保有していなかったところ、子馬の売却代金の収入があったものの、そこから必要経費合計を差し引いた僅少の利益しか生じなかったこと、納税者は、本件各繁殖ひん馬の保有に係る管理及び運営を有限会社乙に委託し、それらの委託料を株式会社丙の預金口座に振り込んだ競馬賞金等の一部から支払っていたことが認められ、その他一定の労力を費やしていたことがうかがえるものの、本件各繁殖ひん馬の保有について事業と認めるに足りるだけの大きな精神的及び肉体的労力を費やしていたことや、本件各繁殖ひん馬の保有のための人的及び物的設備を有していたことを認めることはできないこと、納税者は、同年当時、会社の取締役や監査役を務めており、これらの会社から役員報酬を得ていたほか、自ら歌手として活動し、さらに、自己所有の不動産の貸付けに係る賃料収入等を得ていたことが認められることからすると、本件繁殖ひん馬の保有に係る所得は、社会通念上いまだ事業所得とまで認めることはできないといわざるを得ないとされた事例

(17) 所得税基本通達27-7（競走馬の保有に係る所得が事業所得に該当するかどうかの判定）の注書きやJ連合会が作成した「個人馬主が所得税の確定申告に添付する収支明細書」の書式を根拠に、本件競走馬所得と本件繁殖ひん馬所得とを別個に評価すべきではない旨の納税者の主張が、同通達の注書きは、「競走馬の生産その他競走馬の保有に直接関連する事業を営む者」が「その事業に関連して保有している競走馬の保有に係る所得」を事業所得に該当する旨規定しているのであって、飽くまで競走馬の生産等が事業に該当することを前提とするものであるところ、本件各繁殖ひん馬の保有が事業に該当するということができないことから、納税者の主張はその前提を欠いているものといわざるを得ず、また、J連合会が作成した「個人馬主が所得税の確定申告に添付する収支明細書」の書式によって、本件所得の所得分類が決められるものではないとして排斥された事例

(18) 仮に、本件競走馬所得と本件繁殖ひん馬所得とを併せて評価したとしても、本件各競走馬に係る考慮要素と本件各繁殖ひん馬に係る考慮要素を総合して考慮すると、本件所得が社会通念上いまだ事業所得とまで認めることはできないといわざるを得ないとされた事例

(19) 上記(15)～(18)のことからすると、本件繁殖ひん馬所得は、事業所得ということとはできず、雑所得であるとされた事例

判 決 要 旨

- (1) ある所得が事業所得に当たるか否かは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得であるか否かによって判断すべきであり（最高裁昭和●●年（○○）第●●号同56年4月24日第二小法廷・民集35巻3号672頁参照）、より具体的にいえば、営利性及び有償性の有無、反覆継続性の有無、自己の危険と計算においてする企画遂行性の有無、その者が費やした精神的及び肉体的労力の有無及び程度、人的及び物的設備の有無、その者の職業、経験及び社会的地位等を総合的に考慮し、所得税法等の趣旨及び目的に照らし、社会通念によって判断すべきであると解するのが相当である。
- (2) 競走馬の保有に係る所得が事業所得に当たるか否かの判断は、上記(1)の諸要素及びその規模、収益の状況その他の事情を総合的に考慮し、所得税法等の趣旨及び目的に照らし、社会通念によって判断すべきであると解するのが相当である。
- (3) 所得税基本通達27-7(1)（競走馬の保有に係る所得が事業所得に該当するかどうかの判定）は、登録馬の登録期間及び保有頭数を基準としており、競走馬の保有の規模を重視するものであって、また、同通達(2)は、登録馬の登録期間及び保有頭数並びに過去の収益の状況を基準としており、競走馬の保有の規模及び収益の状況を重視するものであるから、同通達(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、その年の競走馬の保有に係る所得を事業所得に該当するものとして取り扱うとする同通達の基準は、上記(1)及び(2)（事業所得の意義）に照らして合理性を有するということができる。
- (4) 本件個別通達（平成15年8月19日付課個5-5「競走馬の保有に係る所得の税務上の取扱いについて（通知）」）は、その年以前3年間の各年において競馬賞金等の収入があり、その3年間のうち、年間5回以上（2歳馬については年間3回以上）出走している競走馬を保有する年が1年以上ある場合には、競走馬の保有に係る所得を事業所得として取り扱うこととしているところ、これは競走馬の出走回数、保有期間及び競馬賞金等の収入を基準としており、競走馬の保有の規模及び収益の状況を重視するものであるから、上記(1)及び(2)（事業所得の意義）に照らして合理性を有するということができる。
- (5)・(6) 省略
- (7) 所得税法及び同法施行令の改正の経緯からすると、所得税法及び同法施行令は、競走馬の保有に係る所得は、原則として「生活に通常必要でない資産」の保有に係る所得として事業所得ではないとしつつ、飽くまで例外的に、「その規模、収益の状況その他の事情」によっては事業所得であると認めることができることとしたものというべきである。
- (8) 所得税法及び同法施行令における上記(7)の規定は、競走馬は、通常射こう的行為の手段としての性格が強く、「生活に通常必要でない資産」であるといえるが、それにより継続的な収益を得られる可能性が認められる場合には、もはや射こう的行為の手段となる動産ということとはできず、「生活に通常必要でない資産」ということができないから、その保有を事業であると認めることができるという考えなどに基づくものであると解するのが相当であり、そうすると、競走馬により継続的な収益を得られる可能性があるか否かは、競走馬の保有に係る所得が事業所得であるか否かを判断するに当たり、重要な考慮要素であるというべきである。
- (9)～(14) 省略
- (15) 繁殖ひん馬の保有に係る所得が事業所得に該当するか否かを判断するに当たっては、上記(1)の諸要素を総合的に考慮し、所得税法等の趣旨及び目的に照らし、社会通念によって判断すべきであると解するのが相当である。

(16)～(19) 省略

判	決
原告	甲
訴訟代理人弁護士	山田 二郎 小池 信行
被告	国
代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分行政庁	浅草税務署長 菊池 秀男
指定代理人	倉持 俊宏 塔岡 康彦 千葉 正治 角田 元幸 江口 庸祐 緒方 砂保

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

浅草税務署長が原告に対して平成17年12月27日付けでした原告の平成14年分所得税の更正及び過少申告加算税賦課決定（ただし、いずれも同18年5月24日付け異議決定により一部取り消された後のもの）を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告の平成14年分における競走馬及び繁殖用のひん馬の保有に係る所得が事業所得であるとして申告した原告が、浅草税務署長から、原告の競走馬及び繁殖用のひん馬の保有に係る所得は事業所得ではなく雑所得であり、その損失の金額を損益通算することはできないとして、更正及び過少申告加算税賦課決定を受けたことから、被告に対し、上記更正及び過少申告加算税賦課決定（ただし、いずれも平成18年5月24日付け異議決定により一部取り消された後のもの）の取消しを求める事案である。

1 関係法令の定めと通達

(1)ア 昭和37年法律第44号による改正前の所得税法9条の3第1項

第9条の規定により総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額を計算する場合において、同条第1項第3号、第4号、第7号、第8号又は第10号に規定する所得の計算上損失（主として個人の趣味又は娯楽のための行為として命令で定めるものによる所得の計算上生じた損失を除く。）を生じたときは、左の各号に定めるところに従い、これを他の所得の金額から控除し、控除後の同条第1項第1号乃

至第5号及び第8号乃至第10号の所得の金額、第6号の所得の金額又は第7号の所得の金額により、それぞれ総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額を計算するものとする。(以下略)

イ 昭和37年政令第94号による改正前の所得税法施行規則7条の18

法第9条の3第1項に規定する個人の趣味又は娯楽のための行為として命令で定めるものによる所得は、左の各号に掲げる行為で個人の趣味又は娯楽のためのものと認められるものによる所得(当該各号に規定する資産の譲渡による所得を含む。)とする。ただし、その者が当該所得以外の所得によつてその生計を維持することができるものと認められる場合に限る。

1 競走馬その他射こう的行為の手段となる動産の所有

2 及び3 (略)

(2)ア 昭和39年法律第20号による改正前の所得税法9条の3第1項

第9条の規定により総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額を計算する場合において、同条第1項第3号、第4号、第7号、第8号又は第10号に規定する所得の計算上損失(主として個人の趣味若しくは娯楽のための行為又は生活に通常必要でない資産として命令で定めるものに係る所得の計算上生じた損失を除く。)を生じたときは、左の各号に定めるところに従い、これを他の所得の金額から控除し、控除後の同条第1項第1号乃至第5号及び第8号乃至第10号の所得の金額、第6号の所得の金額又は第7号の所得の金額により、それぞれ総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額を計算するものとする。(以下略)

イ 昭和39年政令第69号による改正前の所得税法施行規則7条の19

法第9条の3第1項に規定する個人の趣味又は娯楽のための行為として命令で定めるものは、主として個人の趣味又は娯楽のためにする役務の提供とし、同項に規定する生活に通常必要でない資産として命令で定めるものは、左の各号に掲げる資産その他の資産で主として個人の趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものとする。

1 競走馬その他射こう的行為の手段となる動産

2 及び3 (略)

(3)ア 昭和40年法律第33号による改正前の所得税法9条の3

(ア) 1項

第9条の規定により総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額を計算する場合において、同条第1項第3号、第4号、第7号、第8号又は第10号に規定する所得の計算上損失を生じたときは、左の各号に定めるところに従い、これを他の所得の金額から控除し、控除後の同条第1項第1号乃至第5号及び第8号乃至第10号の所得の金額、第6号の所得の金額又は第7号の所得の金額により、それぞれ総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額を計算するものとする。
(以下略)

(イ) 2項

前項の場合において、同項に規定する損失のうちに主として個人の趣味若しくは娯楽のための行為又は生活に通常必要でない資産として命令で定めるものに

係る所得（以下本項において趣味又は娯楽等に係る所得という。）の計算上生じた損失の金額があるときは、命令の定めるところにより、これらの損失の金額は、他の趣味又は娯楽等に係る所得（命令で定めるものに限る。）の金額からその金額の範囲内においてこれを控除するものとし、なお控除しきれない損失の金額があるときは、当該損失の金額は、ないものとみなす。

イ 昭和40年政令第96号による改正前の所得税法施行規則8条の2

（ア） 1項

法第9条の3第2項に規定する個人の趣味又は娯楽のための行為として命令で定めるものは、主として個人の趣味又は娯楽のためにする役務の提供とし、同項に規定する生活に通常必要でない資産として命令で定めるものは、左の各号に掲げる資産その他の資産で主として個人の趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものとする。

1 競走馬その他射こう的行為の手段となる動産

2 及び3 （略）

（イ） 2項

法第9条の3第2項に規定する命令で定める趣味又は娯楽等に係る所得は、競走馬の保有又は譲渡に係る所得とする。

（ウ） 3項

法第9条第1項第8号又は第10号に規定する所得の計算上生じた損失のうち競走馬の譲渡又は保有に係る損失があるときは、当該損失の金額は、それぞれ同項第10号又は第8号に規定する所得の金額のうち前項に規定する所得の金額からこれを控除する。（以下略）

(4)ア 昭和40年法律第33号による改正後の所得税法62条1項

居住者が、災害又は盗難若しくは横領により、生活に通常必要でない資産として政令で定めるものについて受けた損失の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）は、政令で定めるところにより、その者のその損失を受けた日の属する年分又はその翌年分の譲渡所得の金額の計算上控除すべき金額とみなす。

イ 昭和43年法律第21号による改正前の所得税法69条

（ア） 1項

総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序により、これを他の各種所得の金額から控除する。

（イ） 2項

前項の場合において、同項に規定する損失の金額のうち主として個人の趣味若しくは娯楽のためにする行為又は第62条第1項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）に規定する資産に係る所得の金額（以下この項において「趣味又は娯楽等に係る所得の金額」という。）の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額のうち政令で定めるものは政令で定めるところにより他の

趣味又は娯楽等に係る所得の金額から控除するものとし、当該政令で定めるものの以外のも及び当該控除をしてもなお控除しきれないものは生じなかつたものとみなす。

ウ 昭和49年政令第75号による改正前の所得税法施行令178条1項

法第62条第1項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる資産とする。

1 競走馬その他射こう的行為の手段となる動産

2 及び3 （略）

エ 昭和43年政令第95号による改正前の所得税法施行令200条

（ア） 1項

法第69条第2項（損益通算の対象とならない損失）に規定する政令で定める損失の金額は、競走馬の譲渡又は保有に係る譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額とする。

（イ） 2項

譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうちに競走馬の譲渡又は保有に係る損失の金額がある場合には、当該損失の金額は、それぞれ競走馬の保有又は譲渡に係る雑所得の金額又は譲渡所得の金額から控除する。

（以下略）

（5）ア 昭和43年法律第21号による改正後の所得税法69条

（ア） 1項

総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序により、これを他の各種所得の金額から控除する。

（イ） 2項

前項の場合において、同項に規定する損失の金額のうちに第62条第1項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）に規定する資産に係る所得の金額（以下この項において「生活に通常必要でない資産に係る所得の金額」という。）の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額のうち政令で定めるものは政令で定めるところにより他の生活に通常必要でない資産に係る所得の金額から控除するものとし、当該政令で定めるものの以外のも及び当該控除をしてもなお控除しきれないものは生じなかつたものとみなす。

イ 昭和49年政令第75号による改正前の所得税法施行令200条

（ア） 1項

法第69条第2項（損益通算の対象とならない損失）に規定する政令で定める損失の金額は、競走馬の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額とする。

（イ） 2項

譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうちに競走馬の譲渡に係る損失の金額がある場合には、当該損失の金額は、競走馬の保有に係る雑所得の金額か

ら控除する。

(6) ア 昭和49年政令第75号による改正後の所得税法施行令第178条1項

法第62条第1項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる資産とする。

1 競走馬（その規模、収益の状況その他の事情に照らし事業と認められるものの用に供されるものを除く。）その他射こう的行為の手段となる動産

2 及び3 （略）

イ 昭和49年政令第75号による改正後の所得税法施行令第200条

(ア) 1項

法第69条第2項（損益通算の対象とならない損失）に規定する政令で定める損失の金額は、第178条第1項第1号（生活に通常必要でない資産の災害による損失額の計算等）に規定する競走馬の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額とする。

(イ) 2項

譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうちに前項に規定する競走馬の譲渡に係る損失の金額がある場合には、当該損失の金額は、当該競走馬の保有に係る雑所得の金額から控除する。

(7) 所得税基本通達27-7（以下「本件基本通達」という。）

その年の競走馬の保有に係る所得が事業所得に該当するかどうかは、その規模、収益の状況その他の事情を総合勘案して判定するのであるが、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、その年の競走馬の保有に係る所得は、事業所得に該当するものとする。

(1) その年において、競馬法第14条《馬の登録》（同法第22条《準用規定》）において準用する場合を含む。）の規定による登録を受けている競走馬（以下この項において「登録馬」という。）でその年における登録期間が6月以上であるものを5頭以上保有している場合

(2) 次のイ及びロの事実のいずれにも該当する場合

イ その年以前3年以内の各年において、登録馬（その年における登録期間が6月以上であるものに限る。）を2頭以上保有していること。

ロ その年の前年以前3年以内の各年のうちに、競走馬の保有に係る所得の金額が黒字の金額である年が1年以上あること。

（注） 競走馬の生産その他競走馬の保有に直接関連する事業を営む者がその事業に関連して保有している競走馬の保有に係る所得は、事業所得に該当する。

2 前提事実

本件の前提となる事実は、次のとおりである。なお、証拠若しくは弁論の全趣旨により容易に認めることのできる事実又は当裁判所に顕著な事実は、その旨付記しており、それ以外の事実は、当事者間に争いがない。

(1) ア 原告は、平成14年当時、株式会社A、B株式会社及びC株式会社の各取締役、有限会社Dの監査役、並びに株式会社Eの代表取締役を務めており、有限会社D及び株式会社Eを除く各社から役員報酬を得ていたほか、自ら歌手として活動し、さ

らに、自己所有の不動産の貸付けに係る賃料収入等を得ていた。

イ 原告は、平成8年4月24日付けでFが行う登録を受け、また、同14年5月25日付けでG協会が行う登録を受けた。(乙4、6)

(2)ア 原告は、平成11年から同14年までにおいて、別紙4の「登録馬名」欄記載のとおり、競走馬を保有していた以下、これらの競走馬を併せて「本件各競走馬」という。)

イ 原告は、平成11年から同14年までにおいて、別紙7の「繁殖牝馬名」欄記載のとおり、繁殖用のひん馬を保有していた(以下、これらの繁殖用のひん馬を併せて「本件各繁殖ひん馬」といい、本件各競走馬と併せて「本件各競走馬等」という。)を保有していた。

(3)ア 原告は、浅草税務署長に対し、平成15年3月17日、平成14年分の所得税の確定申告に当たり、同14年における本件各競走馬の保有に係る所得(以下「本件競走馬所得」という。)及び本件各繁殖ひん馬の保有に係る所得(以下「本件繁殖ひん馬所得」といい、本件競走馬所得と併せて「本件所得」という。)を事業所得とし、その計算上生じた損害を他の各所得(不動産所得、給与所得及び雑所得)の金額と損益通算して総所得金額を計算した平成14年分の所得税の確定申告書(以下「本件確定申告書」という。)を提出し、また、同16年1月30日、平成14年分の所得税の修正申告書(以下「本件修正申告書」という。)を提出した。(甲1、乙9、弁論の全趣旨)

イ 原告の平成14年分の所得税に係る平成17年12月27日付け更正及び過少申告加算税賦課決定(ただし、いずれも同18年5月24日付け異議決定により一部取り消された後のもの。以下、上記更正を「本件更正」、上記過少申告加算税賦課決定を「本件賦課決定」といい、本件更正と本件賦課決定を併せて「本件更正等」という。)の経緯は、別紙1のとおりである。

ウ 原告は、国税不服審判所長に対し、平成18年6月23日、本件更正等について審査請求をしたが、国税不服審判所長は、同年12月26日付けで、同審査請求を棄却する旨の裁決をした。

(4) 原告は、平成19年5月18日、本件訴えを提起した。(当裁判所に顕著な事実)

3 争点

原告の本件所得は雑所得であるか。

4 当事者の主張

(被告の主張)

(1)ア ある競走馬の保有に係る所得が事業所得に該当するか否かの判定に当たっては、まず、本件基本通達に定める基準に該当するか否かを一応の基準として判断すべきであり、それに該当する場合には、その年の競走馬の保有に係る所得は事業所得に該当すると解される。

ただし、本件基本通達に定める基準に該当しない場合であっても、個別具体的な事実関係を前提に総合的に判断した結果、事業所得に該当する場合があります、その一般的な判断基準としては、所得税法27条1項を受けた同法施行令63条12号所定の「対価を得て継続的に行う事業」に該当するか否か、特に、本件のように競走

馬の保有に係る所得であれば、それが同法施行令 178 条 1 項 1 号が定めるように、「その規模、収益の状況その他の事情に照らし」て事業所得に該当するか否かによって判断すべきである。

イ 原告は、平成 14 年においては、競馬法 14 条の規定による登録を受けている原告の競走馬で、同年における登録期間が 6 月以上であるものは 2 頭保有していたにすぎず、本件基本通達(1)所定の「5 頭以上保有している場合」に該当しない。

また、原告は、平成 12 年及び同 13 年においては、登録期間が 6 月以上の競走馬を保有していなかったのであるから、本件基本通達(2)イ所定の「その年以前 3 年以内の各年において、登録馬（その年における登録期間が 6 月以上のものに限る。）を 2 頭以上保有していること」に該当しない。

したがって、原告の平成 14 年分の本件競走馬所得は、本件基本通達の基準によっては事業所得とは認められない。

ウ(ア) 原告の平成 14 年分の本件競走馬所得が、本件基本通達の基準によっては事業所得とは認められない場合には、「その規模、収益の状況その他の事情に照らし」て事業所得に該当するか否かについて検討する必要があるところ、競走馬の保有に係る所得が問題となっている本件において、それが事業所得に該当するか否かを判断するに当たっては、競走馬という資産を保有し、その出走によって得る取得賞金を基本的な所得とするという性質にかんがみ、①競走馬の保有規模及び出走回数、②競走馬の保有に係る収益（特に取得賞金）の状況、③事業所や経済的組織体の有無、④本業であるか否か、⑤相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性の有無等の各要素を中心に検討して、それが社会通念上事業と認めるに足りる程度の社会的客観性が認められるか否かによって判断すべきである。

(イ) 原告の本件各競走馬の保有については、その規模及び出走回数、収益の状況、事業所や経済組織体の有無、本業であるか否か、並びに、相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性を総合勘案すると、いまだ事業としての社会的客観性を有していたとまでいえず、原告の本件競走馬所得を事業所得として認めることは到底できない。

エ 原告の平成 14 年における本件繁殖ひん馬所得についてみると、社会通念上、原告の本件繁殖ひん馬の保有により、相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性を有していたと認めることはできない。また、本件各競走馬等の保有を包括して考慮しても、原告の同年分における本件所得は、社会通念上、いまだ事業と認めるに足りる程度の社会的客観性を備えたものとはいえない。

オ(ア) 競走馬等の保有に係る趣味的、射こう的性格といった特殊性や、それを踏まえて、所得税法施行令 178 条 1 項 1 号が、原則として損益通算を認めないとしつつ、例外的に除外するという規定方式になっていることにかんがみれば、競走馬の保有に係る所得は、収益の見込みが不確実で損失の危険が大きいという意味において、投機性の極めて強いものであり、相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性は一般的に低く、本来事業になじみ難い性格を有するものである。

(イ) また、繁殖ひん馬の保有に係る所得についても、そもそも、種ば馬との交配が成功するか否か自体が偶然性に依拠している上、子馬を含めた競走馬の取引価額については、不動産等のように客観的な評価基準が確立されておらず、買主の勘や好み等の主観的な要素や売主と買主との駆け引きによって左右される一面があり、他方、繁殖ひん馬自体についても、出産は母体への負担が大きく、出産の際に死亡することもあることなどのリスクを負うから、投機性が極めて強いといえる。

(ウ) そうすると、趣味的、射的であり、本来事業になじみ難い性格の競走馬等の保有に係る所得が、事業所得に該当するというためには、その保有規模（保有頭数や保有期間等）、出走実績、収益状況等から見て、相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性が十分認められるものでなければならない。本件基本通達及び「競走馬の保有に係る所得の税務上の取扱いについて（通知）」（平成15年8月19日付け課個5-5。以下「本件個別通達」という。）も、これと同様の観点に基づくものである。

(2) ア 賞金等の収入を得る可能性を完全に失った事故馬について、保有している競走馬の頭数に含めて登録馬の保有期間として加算し、競走馬の保有に係る所得が事業所得に該当するか否かを判断する要素とすることは、不合理である。

イ 本件個別通達は、平成15年分の所得税の確定申告から適用されるものであるから、平成14年分における本件競走馬所得の事業所得該当性の判断には何らかかわりはないが、その点を措き、本件個別通達の基準を本件に当てはめたとしても、原告は、平成13年において競馬賞金等の収入がないから、「その年以前3年間の各年において競馬賞金等の収入があ」る場合に該当せず、本件個別通達の要件を満たさない。

(3) 被告が主張する本件更正等の根拠及び適法性は、別紙2のとおりである。

（原告の主張）

(1) ア 原告は、平成14年において、年間を通算すると、本件各競走馬16頭及び本件各繁殖ひん馬2頭を所有していたところ、本件各競走馬の出走回数が延べ38回、在きゅう期間が通算69箇月、競馬賞金等が約2080万9000円、繁殖ひん馬が出産した子馬の売却代金が1000万円であることなど、原告の本件各競走馬等の保有の規模、収益の状況その他の事情を総合的に考慮すると、原告の平成14年分の本件各競走馬等の保有に係る所得は、事業所得に該当するものである。

これに対し、本件更正等は、本件基本通達を形式的かつ機械的に適用したにすぎず、総合的な考慮を欠いているから、違法である。

イ 原告が保有する本件各競走馬等の頭数が多いこと、本件各競走馬の出走回数が多いこと、競走馬の保有に係る経営管理の状況、平成15年分以降は事業所得として認められていること、原告の個人馬主としての高い実績が評価され、社団法人H協会の会長の要職に在ることなどを総合勘案すると、原告の平成14年分の競走馬等の経営状況は、事業性を有していたものであり、その保有に係る所得は、事業所得に区分されるべきものである。

ウ 事業を行う個人がその事業に関して損失を出すケースは珍しいことではなく、

事業に関して利益を出すか損失を出すかは結果論であり、このことをもって、原告の本件各競走馬の保有に係る所得について、事業所得であることを否定する要素に挙げているのは不適切である。原告は、平成14年12月末日時点で、本件各競走馬を10頭保有していたのであるから、社会通念上、相当程度の期間にわたって継続して安定した収益を得ていたというべきである。本件各競走馬の保有に係る収益に損失が生じているのは、本件各競走馬がかなりの回数出走したものの、多くの賞金を稼ぐことができなかったこと、年の途中で数頭の競走馬が事故により出走できなかったことによるものであり、不測の事態が招来したものである。

エ 原告は、本件各競走馬等の保有に係る管理及び運営の重要な部分を自ら行っており、平成14年9月9日には、個人で株式会社I銀行から5000万円を借り入れて、種付料や預託料等に充当している。また、原告は、同12年2月には社団法人H協会の監事に就任し、その後、同協会の常務理事に就任して活動しており、このことから、本件各競走馬の保有に係る管理及び運営のすべてを株式会社Eを介して行ってきたということとはできない。

(2)ア 原告は、平成14年に競走馬の事故により㊦から5頭分の見舞金を得ているところ（以下、上記5頭を併せて「本件各事故馬」という。）、競走馬が、事故による能力喪失及び廃馬等の特殊な原因により退きゅうを余儀なくされた場合には、これらの競走馬を継続して保有する意思があるものと認め、例外として、保有を継続していることとして競走馬の保有期間に加算した上で、事業規模等を総合勘案すべきである。

イ 原告が保有していた本件各事故馬5頭は、いずれも平成14年中に事故に遭うまでは競走馬として登録されており、走ることができる状態にあったものであるから、少なくとも同年1月から事故に遭うまでの期間については、これを原告が保有している競走馬の頭数に含めて登録馬の保有期間として加算し、競走馬の保有に係る所得が事業所得に該当するか否かを判断する要素とすべきである。

ウ 本件基本通達の注書き及びJ連合会が作成した個人馬主が所得税の確定申告に添付する収支明細書によれば、競走馬の保有に係る所得と繁殖ひん馬の保有に係る所得とを一体として計算すべきであり、これらを個別に評価すべきではない。

エ 原告は、平成14年において、本件各繁殖ひん馬2頭を保有していたが、そのうち、Kが出産した子馬の売却代金は1000万円であり、経費を控除しても約79万円の利益が生じたことも、原告の平成14年における事業性及び収益性の判断に当たって考慮されるべきである。

オ 前述のとおり、事業所得に該当するか否かは、総合勘案して判断すべきところ、本件更正等においては、本件各事故馬や本件各繁殖ひん馬についての判断が十分に尽くされておらず、違法である。

(3)ア 本件個別通達は、その年以前3年間の各年において競馬賞金等の収入があり、その3年間のうち、年間5回以上（2歳馬については年間3回以上）出走している競走馬を保有する年が1年以上ある場合には、競走馬の保有に係る所得を事業所得として取り扱うこととしているところ、本件個別通達は、従前からの取扱いを明確にしているものであるから、平成15年分以前の同14年分についても適用される

べきである。

イ また、原告は、本件個別通達所定の競馬賞金等の収入の基準を形式的には満たしていないが、保有頭数、出走回数、競走馬の保有に係る経営管理の状況を考慮すると、平成14年の原告の経営状況は事業性を有しているというべきである。

第3 争点に対する判断

1 前記前提事実のほか、証拠及び弁論の全趣旨によると、以下の事実を認めることができる（認定根拠は、各事実の後に付記することとする。）。

(1) 本件各競走馬等の保有状況

ア 本件各競走馬の保有状況

(ア) 原告が平成11年から同14年までにおいて保有していた競走馬の延べ頭数は、別紙4の「登録馬名」欄記載のとおり、同11年は2頭、同12年は1頭、同13年は5頭、同14年は16頭であった。同11年から同13年までにおいて原告が保有していた競走馬は、すべてFに登録されており、また、同14年において原告が保有していた競走馬は、16頭のうち10頭がFに登録されており、6頭がG協会に登録されていた。（前記前提事実、乙3、4）

(イ) 本件各競走馬の登録期間は、別紙4の「各年中の登録期間」欄及び別紙5の「登録期間」欄各記載のとおりである。本件各競走馬のうち、1年を通して登録されていた競走馬は、平成11年から同13年までにおいてはなく、同14年においては1頭であった。また、本件各競走馬のうち、6箇月以上継続して登録されていた競走馬は、同11年においては1頭、同12年及び同13年においてはなく、同14年においては2頭であった。（乙3、4）

(ウ) 平成14年において原告が保有していた本件各競走馬延べ16頭のうち、別紙5のとおり、本件各事故馬5頭が事故により登録を抹消され、出走できなくなった。そして、本件各事故馬は、平成14年中に復帰して再登録されたことはなく、本件競走馬等決算書に添付されている「平成14年分競走馬等の収支明細書（付表1）2. 死亡、殺処分による損益の計算」と題する表には、死亡又は殺処分された競走馬として記載されている。（甲8、乙9、10）

(エ) 本件各競走馬の出走回数は、別紙4の「出走回数」欄及び別紙5の「出走回数合計」欄各記載のとおりである。本件各競走馬のうち、年間5回以上出走した3歳馬以上の競走馬は、平成11年から同13年までにおいてはなく、同14年においては5頭であった。また、本件各競走馬のうち、年間3回以上出走した2歳馬は、同11年から同14年までにおいてはなかった。同14年において原告が保有していた本件各競走馬延べ16頭のうち、別紙5のとおり、7頭の競走馬は一度も出走せず、それらの獲得賞金はなかった。（乙3、4、6、9）

イ 本件各繁殖ひん馬の保有状況

(ア) 原告は、平成11年から同13年までにおいて、別紙7の「繁殖牝馬名」欄記載のとおり、本件各繁殖ひん馬を保有していた。（前記前提事実）

(イ) 原告は、平成14年において、本件各繁殖ひん馬2頭（L、K）を保有していた。（前記前提事実）

(ウ) 原告は、株式会社Eに対し、平成14年6月1日付けで、Kが同年に出産し

た子馬1頭を1000万円で売却した。(乙8、9)

(2) 本件各競走馬等の保有に係る収支

ア 本件競走馬の保有に係る収支

平成11年から同14年までの原告の本件各競走馬の保有に係る収支は、別紙6のとおりである。(甲1、8、弁論の全趣旨)

(ア) 平成11年分

平成11年においては、合計1492万1100円の収入があり、経費合計884万1556円、厩馬除却損219万7861円及び消費税額151万0700円を差し引いた結果、237万0983円の利益が生じた。

(イ) 平成12年分

平成12年においては、合計91万1300円の収入があったが、経費合計252万4766円を差し引いた結果、161万3466円の損失が生じた。

(ウ) 平成13年分

平成13年においては、補助金6万3600円の収入があったが、そこから経費合計1448万6778円を差し引いた結果、1442万3178円の損失が生じた。

(エ) 平成14年分

平成14年においては、合計3285万5200円の収入があったが、経費合計4004万8421円、厩馬除却損4092万8247円及び消費税額73万3418円を差し引いた結果、4885万4886円の損失が生じた。

イ 本件各繁殖ひん馬の保有に係る収支

平成11年から同14年までの原告の本件各繁殖ひん馬の保有に係る収支は、別紙7のとおりである。(甲1、8、弁論の全趣旨)

(ア) 平成11年分

平成11年においては、子馬5頭の売却代金合計2333万1387円の収入があったが、経費合計3131万6492円を差し引いた結果、798万5105円の損失が生じた。

(イ) 平成12年分

平成12年においては、子馬4頭の売却代金合計1921万4165円の収入があったが、経費合計2013万1021円を差し引いた結果、91万6856円の損失が生じた。

(ウ) 平成13年分

平成13年においては、収入がなく、経費合計額である183万1816円の損失が生じた。

(エ) 平成14年分

平成14年においては、子馬の売却代金1000万円の収入があり、経費合計920万9748円を差し引いた結果、79万0252円の利益が生じた。

ウ 原告の競走馬等の保有に係る収支

平成11年から同14年までの原告の競走馬等の保有に係る収支は、別紙8のとおりである。(甲1、8、弁論の全趣旨)

(ア) 平成11年分

平成11年においては、上記ア(ア)及びイ(ア)のほかに、必要経費492万5000円が生じたことから、1053万9122円の損失が生じた。

(イ) 平成12年分

平成12年においては、上記ア(イ)及びイ(イ)のほかに、種付料収入115万円及び必要経費35万1680円が生じたことから、173万2002円の損失が生じた。

(ウ) 平成13年分

平成13年においては、上記ア(ウ)及びイ(ウ)のとおり、1625万4994円の損失が生じた。

(エ) 平成14年分

平成14年においては、上記ア(エ)及びイ(エ)のとおり、4806万4634円の損失が生じた。

2 争点について

(1) 事業所得の意義

【判示(1)】

ア 所得税法27条1項は、事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得をいう旨規定し、これを受けて、同法施行令63条は、同法27条1項に規定する政令で定める事業は、対価を得て継続的に行う事業をいう旨規定している（同法施行令63条12号参照）。そして、ある所得が事業所得に当たるか否かは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得であるか否によって判断すべきであり（最高裁昭和●●年（○○）第●●号同56年4月24日第二小法廷・民集35巻3号672頁参照）、より具体的にいえば、営利性及び有償性の有無、反復継続性の有無、自己の危険と計算においてする企画遂行性の有無、その者が費やした精神的及び肉体的労力の有無及び程度、人的及び物的設備の有無、その者の職業、経験及び社会的地位等を総合的に考慮し、所得税法等の趣旨及び目的に照らし、社会通念によって判断すべきであると解するのが相当である。

イ ところで、前記関係法令の定めのとおり、所得税法69条2項（昭和43年法律第21号による改正後のもの）は、同条1項の場合において、同項に規定する損失の金額のうちに62条1項所定の生活に通常必要でない資産に係る所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額のうち政令で定めるものは政令で定めるところにより他の生活に通常必要でない資産に係る所得の金額から控除するものとし、当該政令で定めるもの以外のもの及び当該控除をしてもなお控除しきれないものは生じなかったものとみなす旨規定し、これを受けて、同法施行令178条1項（昭和49年政令第75号による改正後のもの）は、同法62条1項所定の生活に通常必要でない資産として、競走馬（その規模、収益の状況その他の事情に照らし事業と認められるものの用に供されるものを除く。）その他射こう的行為の手段となる動産を規定しており、「事業」と認められるか否かの考慮要素として「その規模、収益の状況その他の事情」を挙げている。

【判示(2)】

以上のことからすると、競走馬の保有に係る所得が事業所得に当たるか否かの判断は、上記ア及びイの諸要素を総合的に考慮し、所得税法等の趣旨及び目的に照らし、社会通念によって判断すべきであると解するのが相当である。

(2) 本件基本通達及び本件個別通達の各該当性

ア 本件基本通達該当性

(ア) 本件基本通達は、競走馬の保有に係る所得が事業所得に該当するかどうかは、その規模、収益の状況その他の事情を総合勘案して判定するのであるが、①その年において、競馬法14条（同法22条において準用する場合を含む。）の規定による登録を受けている競走馬（以下「登録馬」という。）でその年における登録期間が6箇月以上であるものを5頭以上保有している場合、又は、②(i)その年以前3年以内の各年において、登録馬（その年における登録期間が6箇月以上であるものに限る。）を2頭以上保有し、かつ、(ii)その年の前年以前3年以内の各年のうちに、競走馬の保有に係る所得の金額が黒字の金額である年が1年以上あること、のいずれかに該当する場合には、その年の競走馬の保有に係る所得は、事業所得に該当するものとする旨規定している。

【判示(3)】

そして、上記①は、登録馬の登録期間及び保有頭数を基準としており、競走馬の保有の規模を重視するものであって、また、上記②は、登録馬の登録期間及び保有頭数並びに過去の収益の状況を基準としており、競走馬の保有の規模及び収益の状況を重視するものであるから、上記①又は②のいずれかに該当する場合には、その年の競走馬の保有に係る所得を事業所得に該当するものとして取り扱うとする本件基本通達の基準は、前記(1)に照らして合理性を有するといえることができる。

そこで、まず、本件競走馬所得が本件基本通達が定める上記①又は②のいずれかに該当するか否か検討する。

(イ) 前記1(1)ア(イ)のとおり、本件各競走馬のうち、平成14年における登録期間が6箇月以上であるものは2頭であるから、本件競走馬所得が本件基本通達の前記①の基準を満たしているということとはできない。

(ウ) また、前記1(1)ア(イ)のとおり、本件各競走馬のうち、平成12年及び同13年において登録期間が6箇月以上であるものはなかったのであるから、本件競走馬所得が本件基本通達の前記②の基準を満たしているということもできない。

(エ) したがって、本件競走馬所得は、本件基本通達の前記①及び②のいずれの基準も満たしていないといわざるを得ない。

イ 本件個別通達該当性

【判示(4)】

本件個別通達は、その年以前3年間の各年において競馬賞金等の収入があり、その3年間のうち、年間5回以上（2歳馬については年間3回以上）出走している競走馬を保有する年が1年以上ある場合には、競走馬の保有に係る所得を事業所得として取り扱うこととしているところ、これは競走馬の出走回数、保有期間及び競馬賞金等の収入を基準としており、競走馬の保有の規模及び収益の状況を重視するものであるから、前記(1)に照らして合理性を有するといえることができる。

そこで、本件競走馬取得が本件個別通達が定める上記基準に該当するか否か検討すると、前記1(2)ア(ウ)のとおり、原告は、平成13年には本件個別通達が定める競馬賞金等の収入がなかったのであるから、本件個別通達が定める上記基準に該当するということとはできない。

ウ 小括

【判示(5)】

以上のとおり、本件競走馬所得は、本件基本通達の前記①及び②の基準並びに本件個別通達の前記基準に該当するということとはできないから、これらに該当することを理由に事業所得に該当するということとはできない。

【判示(6)】

なお、原告は、本件基本通達及び本件個別通達が定める基準が不合理である旨主張するが、これらが合理性を有することは前示のとおりであり、これらが不合理であることをうかがわせる事実を認めることはできないから、原告の主張を採用することはできない。

(3) 本件競走馬所得の事業所得該当性

ア 前示のとおり、競走馬の保有に係る所得が事業所得に当たるか否かの判断は、本件基本通達及び本件個別通達の各該当性のみならず、前記(1)ア及びイの諸要素を総合的に考慮し、所得税法等の趣旨及び目的に照らし、社会通念によって判断すべきであると解するのが相当であるから、以下、この点について検討する。

イ 所得税法等の趣旨及び目的

(ア) 前記関係法令の定めのとおり、所得税法等は、「競走馬その他射こう的行為の手段となる動産」に係る所得を「個人の趣味又は娯楽のための行為」あるいは「生活に通常必要でない資産」に係る所得であるとして、損益通算を認めない旨規定していたが、その後、「競走馬その他射こう的行為の手段となる動産」を「生活に通常必要でない資産」として、損益通算の対象から除外した上、譲渡所得又は雑所得の計算上生じた損失のうちに競走馬の譲渡又は保有に係る損失がある場合には、当該損失の金額は、競走馬の保有又は譲渡に係る雑所得又は譲渡所得から控除することができる旨規定し、更にその後、雑所得の計算上生じた損失については損益通算が認められなくなったことに伴い、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうちに競走馬の譲渡に係る損失の金額がある場合には、当該損失の金額は、競走馬の保有に係る雑所得の金額から控除することができる旨規定した。

このように、昭和49年政令第75号による改正前においては、競走馬については、その保有状況のいかんを問わず、すべて「生活に通常必要でない資産」とされていたため、その保有に係る所得はすべて雑所得とされ、損益通算の対象とはならず、その譲渡に係る損失がある場合には、当該損失の金額は、競走馬の保有に係る雑所得の金額からのみ控除することができるものとされていた。

(イ) しかし、昭和49年政令第75号による改正により、競走馬のうち「その規模、収益の状況その他の事情に照らし事業と認められるものの用に供されるもの」については、「生活に通常必要でない資産」から除外されることになった結果、競走馬の保有に係る所得の金額の計算上生じた損失の金額は、原則として、損益通算の対象とならないが、例外的に、その規模、収益の状況その他の事情に

照らし事業と認められるものの用に供されるものの保有に係る所得の金額の計算上生じた損失の金額は、損益通算の対象となり得ることが認められるに至ったものである（以上につき、乙12参照）。

【判示(7)】

(ウ) 以上のような改正の経緯からすると、所得税法及び同法施行令は、競走馬の保有に係る所得は、原則として「生活に通常必要でない資産」の保有に係る所得として事業所得ではないとしつつ、飽くまで例外的に、「その規模、収益の状況その他の事情」によっては事業所得であると認めることができることとしたものというべきである。

ウ 考慮要素及びそれに対する評価等

(ア) a 前記認定事実のとおり、原告が平成11年から同13年まで保有していた本件各競走馬は、いずれもFに登録されていたものであるが、その延べ頭数は、同11年は2頭、同12年は1頭、同13年は5頭であり、その登録期間は、同11年の1頭(M)を除き、いずれも6箇月を下回るものであった。

b 前記認定事実のとおり、原告が平成14年に保有していた本件各競走馬は、いずれもF又はG協会に登録されていたものであるが、その延べ頭数は16頭であるところ、そのうち、1年を通して登録されていたものは1頭(N)だけであり、6箇月以上継続して登録されていたものは2頭(N、O)だけであって、同年9月以降に登録されたものが10頭を占めていた。そして、本件各競走馬16頭のうち、本件各事故馬5頭(P、O、Q、R、S)が、事故により同年中にその登録を抹消されている。

また、前記認定事実のとおり、本件各競走馬16頭の平成14年における出走回数は延べ38回であるが、そのうち半数の19回は同年9月以降の4箇月間に集中しており、本件各競走馬のうち7頭(S、T、U、V、W、X、Y)は同年中に一度も出走しなかった。

c 競走馬の登録期間及び保有頭数並びに出走回数は、競走馬の保有の規模や反復継続性の有無等を基礎付ける事実であると解されるところ、確かに、原告の平成14年における本件各競走馬の保有頭数は延べ16頭と多いものの、そのうち10頭は同年9月以降に登録されたものであり、6箇月以上継続して登録されていたものは2頭にすぎず、そのうち本件各事故馬5頭は事故により同年中にその登録を抹消されていること、同年における本件各競走馬16頭の出走回数は延べ38回であるが、そのうち半数の19回は同年9月以降の4箇月間に集中しており、7頭は同年中に一度も出走していないことからすると、1年間を通して見た場合に、同年における競走馬の保有の規模や反復継続性の有無の判断において、本件各競走馬の登録期間及び保有頭数並びに出走回数が決定的な要素となるとまではいい難い。そして、この判断は、前記aの同11年から同13年までの本件各競走馬の登録期間及び保有頭数を考慮したとしても、左右されるものではない。

また、出走回数は、収益の状況等を判断するための前提となる事実でもあると解されるが、実際の収益の結果を描いて出走回数だけをもって収益の状況を判断することができないことは当然である。そして、前記認定事実のとおり、

平成14年における本件各競走馬の保有に係る収益は、4885万4886円の多額の損失が生じていることが認められるのであるから、収益の状況の判断において上記出走回数を重視することはできない。

(イ) a 前記認定事実のとおり、平成11年から同13年までの原告の本件各競走馬の保有に係る収支は、同11年に237万0983円の利益が生じたものの、同12年には161万3466円の損失が生じ、同13年には1442万3178円の損失が生じており、同14年の原告の本件各競走馬の保有に係る収支は、4885万4886円の損失が生じていた。

b ところで、前示のとおり、所得税法及び同法施行令は、競走馬の保有に係る所得は、原則として「生活に通常必要でない資産」の保有に係る所得として事業所得ではないとしつつ、例外的に、「その規模、収益の状況その他の事情」によっては事業所得であると認めることができる旨規定しているところ、これは、競走馬は、通常射こう的行為の手段としての性格が強く、「生活に通常必要でない資産」であるといえるが、それにより継続的な収益を得られる可能性が認められる場合には、もはや射こう的行為の手段となる動産ということとはできず、「生活に通常必要でない動産」ということができないから、その保有を事業であると認めることができるという考えなどに基づくものであると解するのが相当である。

【判示(8)】

そうすると、競走馬により継続的な収益を得られる可能性があるか否かは、競走馬の保有に係る所得が事業所得であるか否かを判断するに当たり、重要な考慮要素であるというべきである。

c そこで、本件各競走馬の保有に係る収支についてみると、平成11年には利益が生じたものの、同12年及び同13年には損失が生じており、同14年には約5000万円もの多額の損失が生じていたのであるから、本件競走馬所得が事業所得であるか否かの判断において、継続的な収益を得られる可能性があったということを考慮要素とすることは困難である。

【判示(9)】

d この点につき、原告は、平成14年において、本件各競走馬は相当数出走したにもかかわらず、多くの賞金を得ることができなかったにすぎないから、損失が生じていたことを重視すべきではない旨主張しているものと解されるが、多数の出走回数にもかかわらず収益を得ることができないということは、いまだ射こう的行為の手段となる動産であり、「生活に通常必要でない動産」であることの証左ともいい得るものであるから、原告の主張をにわかに採用することはできない。

(ウ) 証拠(甲8から13まで、乙8、9)及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件各競走馬の保有に係る管理及び運営をきゅう舎(調教師)に委託しており、それらの委託料を原告が株式会社Eの預金口座に振り込んだ競馬賞金等の一部から支払っていたことが認められるところ、本件各競走馬の管理及び運営について調教師と打ち合わせをしていたことなど一定の労力を費やしていたことはうかがえるものの、本件各競走馬の保有について事業と認めるに足りるだけの大きな精神的及び肉体的労力を費やしたとまで認めることはできない。

(エ) a 前記(ウ)のとおり、原告は、本件各競走馬の保有に係る管理及び運営をきゅう舎（調教師）に委託していることが認められる。

b もっとも、原告が主張するとおり、登録を受けている競走馬の管理等はきゅう舎に委託する必要があることがうかがえるから、そのこと自体を本件競走馬所得が事業所得であるか否かを判断するに当たって、否定的要素として考慮することは相当ではないが、その反面、事業所得であることを積極的に裏付けるだけの人的及び物的設備を有していた事実を認めることはできない。

(オ) 前記前提事実のとおり、原告は、平成14年当時、株式会社A、B株式会社及びC株式会社の各取締役、有限会社Dの監査役、並びに株式会社Eの代表取締役を務めており、有限会社D及び株式会社Eを除く各社から役員報酬を得ていたほか、自ら歌手として活動し、さらに、自己所有の不動産の貸付けに係る賃料収入等を得ていた。

エ 判断

【判示(10)】

以上のような事実を総合的に考慮し、また、前記イのとおり、競走馬の保有に係る所得については、飽くまで例外的に、「その規模、収益の状況その他の事情」によっては、事業所得であると認めることができることとした所得税法及び同法施行令の趣旨及び目的に照らすと、平成14年分の本件競走馬所得は、社会通念上いまだ事業所得とまで認めることはできないといわざるを得ない。

オ 原告の主張について

【判示(11)】

(ア) a これに対し、原告は、本件各事故馬については、原告に継続して保有する意思があるものとして、保有を継続しているものとして登録期間を加算した上で、事業規模等を判断すべきである旨主張しているものと解される。

b しかし、前記認定事実のとおり、本件各事故馬は、別紙5のとおり、事故により登録を抹消され、出走できなくなったものであり、その後、復帰して再登録されることなく、平成14年に死亡し、又は処分されたことがうかがわれる。

そうすると、本件各事故馬によってはもはや継続した収益を得る見込みはなくなったものというべきであるから、平成14年分の本件競走馬所得が事業所得に該当するか否かの判断において、原告が本件各事故馬を保有する意思があったか否かという主観的要素を殊更重視すべき理由はなく、登録抹消後も本件各事故馬の登録が継続されているものとして取り扱うべき必要性は認められない。

したがって、原告の前記主張を採用することはできない。

【判示(12)】

(イ) a また、原告は、平成14年9月9日に当時の株式会社I銀行から5000万円を借入れ、これを種付料や預託料等に充当したとして、原告が本件各競走馬等の保有に係る管理及び運営の重要な部分を自ら行っていた旨主張している。

b しかし、証拠（乙21の1、21の2、22、23の1、23の2）によれば、原告が上記5000万円を借入れたこと、及び上記5000万円の借入金のうち750万円が本件各繁殖ひん馬の種付料に充てられたことが認め

られるものの、その余の借入金为本件各競走馬等の保有のために充てられたことをうかがうことはできない。

したがって、平成14年分の本件競走馬所得が事業所得に該当するか否かの判断において、上記5000万円の借入金を重視すべきとする原告の主張をにわかに採用することはできない。

【判示(13)】 (ウ) a さらに、原告は、社団法人H協会の理事に就任して活動していたことを理由に、本件各競走馬等の管理業務を自ら行っていた旨主張する。

b しかし、証拠(乙24)によれば、平成14年に原告が同社団法人の理事の職に在ったことは認められるものの、そのことを理由に、直ちに原告が自ら本件各競走馬等の管理業務を行っていたということはできないから、原告の主張をにわかに採用することはできない。

カ 小括

【判示(14)】 以上のことからすると、本件競走馬所得は、事業所得であるということとはできず、雑所得であるというべきである。

(4) 本件繁殖ひん馬所得の事業所得該当性

【判示(15)】 ア 本件繁殖ひん馬所得が事業所得に該当するか否かを判断するに当たっては、前記(1)アの諸要素を総合的に考慮し、所得税法等の趣旨及び目的に照らし、社会通念によって判断すべきであると解するのが相当である。

【判示(16)】 イ そこで検討すると、前記認定事実のとおり、平成11年から同13年までの原告の本件各繁殖ひん馬の保有に係る収支は、同11年に798万5105円の損失が生じ、同12年に91万6856円の損失が生じ、同13年に183万1816円の損失が生じたこと、原告は、同14年において、本件各繁殖ひん馬2頭しか保有していなかったところ、子馬の売却代金1000万円の収入があったものの、そこから経費合計920万9748円を差し引いた79万0252円の利益しか生じなかったこと、証拠(甲8、乙8、9)及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件各繁殖ひん馬の保有に係る管理及び運営を有限会社Dに委託し、それらの委託料を株式会社Eの預金口座に振り込んだ競馬賞金等の一部から支払っていたことが認められ、その他一定の労力を費やしていたことがうかがえるものの、本件各繁殖ひん馬の保有について事業と認めるに足りるだけの大きな精神的及び肉体的労力を費やしていたことや、本件各繁殖ひん馬の保有のための人的及び物的設備を有していたことを認めることはできないこと、前記前提事実のとおり、原告は、同年当時、会社の取締役や監査役を務めており、これらの会社から役員報酬を得ていたほか、自ら歌手として活動し、さらに、自己所有の不動産の貸付けに係る賃料収入等を得ていたことが認められることからすると、本件繁殖ひん馬所得は、社会通念上いまだ事業所得とまで認めることはできないといわざるを得ない。

【判示(17)】 ウ(ア) この点につき、原告は、本件基本通達の注書きやJ連合会が作成した「個人馬主が所得税の確定申告に添付する収支明細書」の書式を根拠に、本件競走馬所得と本件繁殖ひん馬所得とを別個に評価すべきではない旨主張する。

(イ) しかし、本件基本通達の注書きは、「競走馬の生産その他競走馬の保有に直接関連する事業を営む者」が「その事業に関連して保有している競走馬の保有に

係る所得」を事業所得に該当する旨規定しているのであって、飽くまで競走馬の生産等が事業に該当することを前提とするものであるところ、本件各繁殖ひん馬の保有が事業に該当するということができないことは前示のとおりであるから、原告の主張はその前提を欠いているといわざるを得ない。また、J連合会が作成した「個人馬主が所得税の確定申告に添付する収支明細書」の書式によって、本件所得の所得分類が決められるものではないから、これを根拠とする原告の主張を採用することはできない。

【判示(18)】 (ウ) なお、仮に、本件競走馬所得と本件繁殖ひん馬所得とを併せて評価したとしても、前記(3)ウの本件各競走馬に係る考慮要素と前記イの本件各繁殖ひん馬に係る考慮要素を総合して考慮すると、本件所得が社会通念上いまだ事業所得とまで認めることはできないといわざるを得ない。

【判示(19)】 エ 以上のとおり、本件繁殖ひん馬所得は、事業所得ということとはできず、雑所得であるというべきである。

(5) 本件所得の事業所得該当性

以上のとおり、本件競走馬所得及び本件繁殖ひん馬所得は、いずれも事業所得ということとはできず、雑所得であるというべきであるから、本件所得は雑所得であるというべきである。

3 本件更正等の適法性

(1) 本件更正の適法性

以上述べたところ及び弁論の全趣旨によれば、原告の平成14年分の総所得金額及び納付すべき税額は、いずれも別紙2記載第1の被告の主張のとおりであると認められる。そうすると、本件更正における平成14年分の総所得金額及び納付すべき税額は、これと同額であるから、本件更正は適法である。

(2) 本件賦課決定の適法性

前記(1)のとおり、本件更正は適法であるところ、原告は、本件更正により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち、本件減額更正により減少した税額に相当する部分及び青色申告の承認が取り消されたことにより青色申告特別控除が認められなくなったことによる部分を除き、本件更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があると認めることはできない。

したがって、過少申告加算税の額は、いずれも別紙2記載第2の被告の主張のとおりである。そうすると、本件賦課決定における過少申告加算税は、これと同額であるから、本件賦課決定は適法である。

第4 結論

よって、原告の請求は理由がないから、これらをいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 杉原 則彦

裁判官 松下 貴彦

裁判官 島田 尚人

別紙 1

本件更正処分等の経緯（平成 1 4 年分）

（単位：円）

項目		区分	確定申告	更正処分	修正申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	
年		月	日	平成15年3月17日	平成15年5月30日	平成16年1月30日	平成17年12月27日	平成18年2月24日	平成18年5月24日	平成18年6月23日	平成18年12月26日
総		所得金額		9, 176, 673	9, 176, 673	9, 390, 024	58, 807, 449	12, 781, 306	53, 389, 895	12, 781, 306	棄却
内訳	事業所得の金額		△48, 038, 734	△48, 038, 734	△48, 038, 734	0	△49, 562, 642	0	△49, 562, 642		
	不動産所得の金額		46, 001, 227	46, 001, 227	46, 001, 227	50, 224, 098	50, 224, 098	44, 806, 544	50, 224, 098		
	給与所得の金額		8, 370, 000	8, 370, 000	8, 583, 351	8, 583, 351	8, 583, 351	8, 583, 351	8, 583, 351		
	雑所得の金額		2, 844, 180	2, 844, 180	2, 844, 180	0	3, 536, 499	0	3, 536, 499		
商品先物取引に係る雑所得等の金額		5, 359, 800	5, 359, 800	5, 359, 800	5, 359, 800	5, 359, 800	5, 359, 800	5, 359, 800	5, 359, 800		
所得控除の額の合計額		3, 788, 488	3, 788, 488	3, 788, 488	3, 788, 488	3, 788, 488	3, 788, 488	3, 788, 488	3, 788, 488		
課税総所得金額		5, 388, 000	5, 388, 000	5, 601, 000	55, 018, 000	8, 992, 000	49, 601, 000	8, 992, 000			
商品先物取引に係る課税雑所得等の金		5, 359, 000	5, 359, 000	5, 359, 000	5, 359, 000	5, 359, 000	5, 359, 000	5, 359, 000			
課税総所得金額に対する税額		747, 600	747, 600	790, 200	17, 866, 660		15, 862, 370				
商品先物取引に係る課税雑所得等の金額に対する税額		1, 071, 800	1, 071, 800	1, 071, 800	1, 071, 800		1, 071, 800				
定率減税額		250, 000	250, 000	250, 000	250, 000		250, 000				
源泉徴収税額		1, 884, 525	2, 586, 925	2, 598, 151	2, 598, 151		2, 598, 151				
申告納税税額		△315, 125	△1, 017, 525	△986, 151	16, 090, 300		14, 086, 000				
予定納税額		11, 683, 600	11, 683, 600	11, 683, 600	11, 683, 600		11, 683, 600				
納付すべき税額		△11, 998, 725	△12, 701, 125	△12, 669, 751	4, 406, 700		2, 402, 400				
過少申告加算税					2, 365, 000	2, 029, 000					

（注 1）「事業所得の金額」欄の△は、損失の金額を表す。

（注 2）「申告納税額」欄及び「納付すべき税額」欄の△は、還付金の額に相当する税額を表す。

被告が主張する原告の税額等

第1 本件更正の根拠及び適法性

1 本件更正の根拠

(1) 総所得金額 5338万9895円

上記金額は、アからエまでの各金額の合計額である。

ア 事業所得の金額 0円

原告の本件各競走馬等の保有に係る各所得はいずれも雑所得に該当するため、事業所得の金額は零円になる。

イ 不動産所得の金額 4480万6544円

上記金額は、次の(ア)から(イ)の金額を差し引いた金額である。

(ア) 総収入金額 5958万8373円

上記金額は、次のaからfまでの賃貸料収入の合計額である。

a 株式会社Z 708万9194円

b 株式会社Z（株式会社a） 48万2258円

c 株式会社b 4065万7500円

d 株式会社b（株式会社a） 679万4921円

e 株式会社d 4500円

f 有限会社D 456万円

(イ) 必要経費 1478万1829円

上記金額は、次のaからfまでの金額の合計額である。

a 租税公課 517万8968円

上記金額は、固定資産税278万4700円、事業税234万2800円及び消費税等5万1468円の合計額である。

b 損害保険料 15万6600円

上記金額は、原告が平成15年3月17日に本件確定申告書とともに浅草税務署長に提出した平成14年分所得税青色申告決算書（不動産所得用）（以下「本件不動産決算書」という。）に記載した損害保険料の金額と同額である。

c 修繕費 14万9183円

上記金額は、原告が本件不動産決算書に記載した修繕費の金額と同額である。

d 減価償却費 556万9741円

上記金額は、原告が本件不動産決算書に記載した減価償却費の金額と同額である。

e 管理費 320万1497円

上記金額は、原告が本件不動産決算書に記載した管理費の金額と同額である。

f 支払手数料 52万5840円

上記金額は、原告が本件不動産決算書に記載した支払手数料の金額87万3394円から必要経費とならない登記費用の金額34万7554円を差し引いた金額である。

ウ 給与所得の金額 858万3351円

上記金額は、原告が平成16年1月30日に浅草税務署長に提出した本件修正申告書に記載した給与所得の金額と同額である。

エ 雑所得の金額 0円

上記金額は、次の(ア)から(イ)の金額を差し引いた後の雑所得の金額が△446万2千574円9円(△は損失の金額を表す。)となるところ、当該雑所得の損失の金額は、所得税法69条1項の規定により、他の各種所得の金額と通算できないため零円となる。

(ア) 総収入金額 469万1千3257円

上記金額は、次のaからeまでの収入金額の合計額である。

a 競走馬等の保有に係る収入金額 428万5千200円

上記金額は、別紙3「競走馬等に係る収支状況一覧表(平成14年分)」の「被告主張額」欄の「収入金額合計」(順号23)の金額であり、原告が本件確定申告書とともに浅草税務署長に提出した平成14年分所得税青色申告決算書(一般用)(以下「本件競走馬等決算書」という。)に収入金額として記載した金額と同額である。

b 印税(B株式会社) 182万9千306円

c プロモート料(B株式会社) 29万2千033円

d 音楽著作権使用料(社団法人e協会) 192万8千918円

e 還付加算金 7800円

(イ) 必要経費 915万3千9006円

上記金額は、次のaからdまでの金額の合計額である。

a 競走馬等の保有に係る必要経費 909万1千9834円

上記金額は、別紙3「競走馬等に係る収支状況一覧表(平成14年分)」の「被告主張額」欄の「必要経費合計」(順号51)の金額である。

b 印税収入等に係る消費税等額 9万6千414円

c 財団法人f協会の事業に係る手数料 49万8千758円

d e協会会費 2万4000円

(2) 商品先物取引に係る雑所得等の金額 535万9千800円

上記金額は、原告が本件修正申告書に商品先物取引に係る雑所得等として記載した金額と同額である。

(3) 所得控除の額の合計額 378万8千488円

上記金額は、原告が本件修正申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

(4) 課税総所得金額 496万0千1000円

上記金額は、前記(1)の総所得金額533万9千895円から前記(3)の所得控除の額の合計額378万8千488円を控除した後の金額(ただし、国税通則法(以下「通則法」という。)118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)である。

(5) 商品先物取引に係る課税雑所得等の金額 535万9千000円

上記金額は、前記(2)の商品先物取引に係る雑所得等の金額535万9千000円(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)である。

(6) 納付すべき税額 240万2千400円

上記金額は、次のア及びイの金額の合計額からウからオまでの各金額を差し引いた後の金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)

である。

ア 課税総所得金額に対する税額 1586万2370円

上記金額は、前記(4)の課税総所得金額4960万1000円に、所得税法89条1項の税率(経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号。平成17年法律第21号改正前のもの。以下「負担軽減法」という。)4条の特例を適用したもの。)を乗じて算出した金額である。

イ 商品先物取引に係る課税雑所得等の金額に対する税額 107万1800円

上記金額は、前記(5)の商品先物取引に係る課税雑所得等の金額535万9000円に租税特別措置法41条の14(平成15年法律第8号改正前のもの。)第1項に規定する税率(100分の20)を乗じて算出した金額である。

ウ 定率減税額 25万円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により算出した金額である。

エ 源泉徴収税額 259万8151円

上記金額は、原告が本件修正申告書に源泉徴収税額として記載した金額と同額である。

オ 予定納税額 1168万3600円

上記金額は、原告の平成14年分の所得税に係る第1期及び第2期の予定納税額の合計金額である。

2 本件更正の適法性

被告が、本訴において主張する原告の平成14年分の納付すべき税額は、前記1(6)に記載したとおり、240万2400円であるところ、この金額は本件更正における納付すべき税額と同額であるから、本件更正は適法である。

第2 本件賦課決定の根拠及び適法性

1 本件賦課決定の根拠

過少申告加算税 202万9000円

上記金額は、本件更正により原告が新たに納付すべきこととなった税額1507万2151円のうち、平成15年5月30日付けの減額更正(以下「本件減額更正」という。)により減少した税額に相当する部分及び青色申告の承認が取り消されたことで、青色申告特別控除が認められなくなったことによる部分の金額78万1026円は、通則法65条4項の「正当な理由があると認められる事実に基づく税額」に該当することから、上記1507万2151円から78万1026円を控除した後の1429万円(通則法118条3項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。)を基礎として、これに同法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額142万9000円と、同条2項の規定に基づき期限内申告税額に相当する金額228万3026円を超える部分に相当する税額1200万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額60万円との合計額である。

2 本件賦課決定処分の適法性

前記第1のとおり本件更正は適法であるところ、本件更正により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち、本件減額更正により減少した税額に相当する部分及び青色申告の承認が取り消されたことで、青色申告特別控除が認められなくなったことによる部分の金額78万1026円を除き、本件更正前における税額の計算の基礎とされなかったことについて、通則法65条4項にいう正当な理由があるとは認められない。

したがって、本件更正により原告が新たに納付すべきこととなった税額を基礎として、上記のとおりに計算して行った本件賦課決定処分は適法である。

別紙3

競走馬等に係る収支状況一覧表（平成14年分）

（単位：円）

項目				区分	① 確定申告	② 被告主張額	③ 差額
収入金額	取得賞金	進上金対象	本賞金	1			
			付加賞	2			
			距離割増賞	3			
			内国産馬所有奨励賞	4	12,454,000	12,454,000	0
			出走奨励金（賞）	5			
			父内国産運馬奨励賞	6			
			市場取引馬奨励賞	7			
		その他の賞金品	参加賞	8			
			特別出走手当	9			
			競争とりやめ金	10	8,355,000	8,355,000	0
			着外手当	11			
			休養手当	12			
	種付料	13	—	—	—		
	売却	軽種馬	14	—	—	—	
		繁殖牝馬（仔馬）	15	—	—	—	
		繁殖牝馬（仔馬）	16	10,000,000	10,000,000	0	
	商品	メダール	17	—	—	—	
	補助金	見舞金	抹消、能力喪失、休養	18	11,950,000	11,950,000	0
			死亡、殺処分	19	—	—	—
			診療費	20	48,100	48,100	0
			装蹄費	21	48,100	48,100	0
	受取保険金	22	—	—	—		
収入金額合計	23	42,855,200	42,855,200	0			
必要経費	進上金	24	2,490,800	2,490,800	0		
	預託料	25	19,494,879	19,494,879	0		
	出走登録料	26	258,000	258,000	0		
	蹄鉄料	27	1,474,112	1,474,112	0		
	治療費	28	1,305,503	1,305,503	0		
	補助馬糧費	29	1,251,796	1,251,796	0		
	馬具料	30	328,233	328,233	0		
	出張費	31	396,935	396,935	0		
	損害保険料	32	—	—	—		
	接待交際費	33	—	—	—		
	減価償却費	34	11,690,292	11,690,292	0		
	支払利息	35	0	50,753	△50,753		
	借入金諸費用	36	0	55,733	△55,733		
	売却馬の預託料（繁殖馬）	37	0	2,919,028	△2,919,028		
	種付料（売却馬）	38	0	3,000,000	△3,000,000		
	売却馬の預託先への分配金	39	0	1,500,000	△1,500,000		
	減価償却費（繁殖牝馬）	40	0	1,790,720	△1,790,720		
	預託料（種牡馬）	41	—	—	—		
	減価償却費（繁殖牝馬）	42	—	—	—		
	譲渡原価（譲渡損）	43	9,290,252	0	9,290,252		
	廃馬減価（除却損）	44	40,928,247	40,928,247	0		
	租税公課	45	—	—	—		
	消費税	46	733,500	733,418	82		
	祝儀等	47	—	—	—		
	その他	競走馬	48	1,251,385	1,251,385	0	
		軽種付馬	49	—	—	—	
	雑費	50	—	—	—		
	必要経費合計	51	90,893,934	90,919,834	△25,900		
	差引所得金額	52	△48,038,734	△48,064,634	25,900		
	青色申告控除	53	—	—	—		
所得金額	54	△48,038,734	0	△48,038,734			
所得区分	55	事業	雑				

（注）「差引所得金額」欄及び「所得金額」欄の△は、損失の金額を表す。

競走馬の登録期間及び出走回数

(乙第3号証、乙第4号証)

年	連番	登録馬名	登録先	各年中の登録期間	登録月数	出走回数
平成11年	1	g	中央	平成11年1月1日～ 平成11年5月19日	4月	3回
	2	M	中央	平成11年1月1日～ 平成11年7月28日	6月	3回
		合計			6ヶ月以上継続保有 1頭	6回
平成12年	1	h	中央	平成12年4月6日～ 平成12年8月3日	3月	2回
		合計			6ヶ月以上継続保有 0頭	2回
平成13年	1	O	中央	平成13年8月8日～ 平成13年12月31日	4月	0
	2	S	中央	平成13年8月31日～ 平成13年12月31日	4月	0
	3	P	中央	平成13年10月26日～ 平成13年12月31日	2月	0
	4	N	中央	平成13年11月23日～ 平成13年12月31日	1月	0
	5	R	中央	平成13年12月14日～ 平成13年12月31日	0月	0
		合計			6ヶ月以上継続保有 0頭	0
平成14年	1	N	中央	平成14年1月1日～ 平成14年12月31日	12月	6回
	2	O	中央	平成14年1月1日～ 平成14年8月23日	7月	5回
	3	P	中央	平成14年1月1日～ 平成14年6月27日	5月	4回
	4	R	中央	平成14年1月1日～ 平成14年5月11日	4月	3回
	5	Q	中央	平成14年2月16日～ 平成14年5月17日	3月	3回
	6	W	中央	平成14年10月18日～ 平成14年12月31日	2月	0
	7	X	中央	平成14年10月10日～ 平成14年12月31日	2月	0
	8	Y	中央	平成14年10月30日～ 平成14年12月31日	2月	0
	9	V	中央	平成14年11月23日～ 平成14年12月31日	1月	0
	10	S	中央	平成14年1月1日～ 平成14年2月22日	1月	0
	11	i	地方	平成14年9月8日～ 平成14年12月31日	3月	5回
	12	j	地方	平成14年9月8日～ 平成14年12月11日	3月	1回
	13	k	地方	平成14年9月8日～ 平成14年12月31日	3月	6回
	14	T	地方	平成14年9月20日～ 平成14年12月31日	3月	0
	15	U	地方	平成14年12月20日～ 平成14年12月31日	0月	0
	16	m	地方	平成14年9月8日～ 平成14年12月31日	3月	5回
		合計			6ヶ月以上継続保有 2頭	38回

(注) 登録先の「中央」はFを、「地方」はG協会をそれぞれ表す。

競走馬ごとの出走回数（平成 1 4 年分）

（乙第 3 号証、乙第 4 号証、乙第 6 号証、乙第 9 号証）

（注）「－」は登録なしを示す。

	順号	馬名	事故馬	登録期間			生年月日	明年齢	出走回数 合計	馬ごとの出走回数(単位:回)											
				登録	抹消	登録期間				1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
地方登録馬	1	i	－	14. 9. 8	16. 8. 29	3	9. 4. 9	5	5	－	－	－	－	－	－	－	－	2	2	0	1
	2	j	－	14. 9. 8	14. 12. 11	3	10. 3. 29	4	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1	0	0	0
	3	k	－	14. 9. 8	15. 10. 16	3	10. 5. 7	4	6	－	－	－	－	－	－	－	－	2	1	2	1
	4	T	－	14. 9. 20	15. 2. 17	3	12. 3. 19	2	0	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0
	5	U	－	14. 12. 20	16. 7. 29	0	12. 5. 28	2	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0
	6	m	－	14. 9. 8	15. 3. 25	3	11. 3. 16	3	5	－	－	－	－	－	－	－	－	2	1	2	0
中央登録馬	7	V	－	14. 11. 23	15. 2. 28	1	12. 4. 15	2	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0
	8	W	－	14. 10. 18	15. 7. 25	2	12. 6. 4	2	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0
	9	X	－	14. 10. 10	15. 10. 15	2	12. 3. 26	2	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0
	10	Y	－	14. 10. 30	15. 8. 29	2	12. 3. 22	2	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0
	11	N	－	13. 11. 23	15. 1. 29	12	11. 5. 23	3	6	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	1	1
	12	O	※	13. 8. 8	14. 8. 23	7	11. 3. 26	3	5	1	1	1	0	0	0	0	2	－	－	－	－
	13	P	※	13. 10. 26	14. 6. 27	5	11. 5. 15	3	4	0	2	1	0	1	0	－	－	－	－	－	－
	14	Q	※	14. 2. 16	14. 5. 17	3	11. 3. 23	3	3	－	0	1	1	1	－	－	－	－	－	－	－
	15	R	※	13. 12. 14	14. 5. 11	4	11. 3. 11	3	3	1	0	0	1	1	－	－	－	－	－	－	－
	16	S	※	13. 8. 31	14. 2. 22	1	11. 1. 27	3	0	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計等	※印は事故馬			6 ヶ月以上登録 2 頭			3歳以上で5回以上出走 5頭			2	4	4	2	3	1	1	2	7	4	5	3
							2歳馬で3回以上出走 0頭														

別紙 6

競走馬に係る収支明細表（平成11年ないし平成14年）

（単位：円）

内訳		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	備考
収入	取得賞金	6,850,000	0	0	12,454,000	13年は出走して いないため取得賞金 等がない。
	その他の賞金品	2,568,000	718,000	0	8,355,000	
	見舞金	4,600,000	0	0	11,950,000	
	補助金・診療費	264,100	4,800	0	48,100	
	補助金・装蹄費	639,000	188,500	63,600	48,100	
合計①		14,921,100	911,300	63,600	32,855,200	
経費	進上金	1,370,000	0	0	2,490,800	
	預託料	5,235,478	2,011,241	8,429,532	19,494,879	
	出走登録料	60,000	0	50,000	258,000	
	蹄鉄料	330,120	88,032	483,592	1,474,112	
	治療費	362,756	77,244	324,167	1,305,503	
	補助馬糧費	282,313	83,064	197,734	1,251,796	
	馬具費	31,710	34,765	119,025	328,233	
	出張費	54,043	0	0	396,935	
	接待交際費	100,000	-	-	-	
	減価償却費	650,786	0	4,470,782	11,690,292	
	その他	364,350	230,420	411,946	1,105,385	
	共通経費	-	-	-	146,000	
	支払利息	-	-	-	50,753	14年の支払利息及 び借入金諸費用を 異議決定書で認容
	借入金諸費用	-	-	-	55,733	
合計②		8,841,556	2,524,766	14,486,778	40,048,421	
所得金額A (①-②)		6,079,544	▲1,613,466	▲14,423,178	▲7,193,221	12年の決算書では 所得計算誤りによ り 1,618,466 と 記 載
廃馬除却損③		2,197,861	0	0	40,928,247	
消費税額④		1,510,700	0	0	733,418	
所得金額 (A - (③+④))		2,370,983	▲1,613,466	▲14,423,178	▲48,854,886	

（注）数字の前の▲は、損失の金額を表す。

競走馬と繁殖牝馬以外の所得

種牡馬の収支	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
収入	0	1,150,000	0	0
経費	4,925,000	351,680	0	0
所得金額	▲4,925,000	798,320	0	0

（注）数字の前の▲は、損失の金額を表す。

繁殖牝馬に係る所得金額明細表（平成 1 1 年ないし平成 1 4 年）

（単位：円）

年分	平成11年												
	L	K	n	p	q	r	t	y	㊤	㊦	㊧	㊨	合計
繁殖牝馬名													
仔馬の売却代金	0	0	0	4,032,000	0	5,668,001	0	0	0	6,674,850	2,924,536	4,032,000	23,331,387
預託先に支払った配分金額	0	0	0	1,500,000	0	1,500,000	0	0	0	1,500,000	1,500,000	1,500,000	7,500,000
預託料	0	0	0	840,000	0	840,000	0	0	0	840,000	1,285,273	840,000	4,645,273
種付料	0	0	0	1,500,000	0	1,500,000	0	0	0	4,017,000	0	1,500,000	8,517,000
本年中の不受胎・流産分	0	0	0	0	0	600,000	5,000,000	0	0	0	0	0	5,600,000
減価償却費	1,705,402	1,790,720	0	0	0	1,558,097	0	0	0	0	0	0	5,054,219
経費合計	1,705,402	1,790,720	0	3,840,000	0	5,998,097	5,000,000	0	0	6,357,000	2,785,273	3,840,000	31,316,492
所得金額	△1,705,402	△1,790,720	0	192,000	0	△330,096	△5,000,000	0	0	317,850	139,263	192,000	△7,985,105

（注） 数字の前の△は、損失を示す。

（単位：円）

年分	平成12年						平成13年				平成14年		
	L	K	r	㊤	㊦	合計	L	K	r	合計	L	K	合計
繁殖牝馬名													
仔馬の売却代金	2,457,000	0	4,242,000	6,674,850	5,840,315	19,214,165	0	0	0	0	0	10,000,000	10,000,000
預託先に支払った配分金額	1,500,000	0	1,500,000	1,500,000	1,500,000	6,000,000	0	0	0	0	0	1,500,000	1,500,000
預託料	840,000	0	840,000	840,000	1,435,000	3,955,000	0	0	0	0	0	2,919,028	2,919,028
種付料	0	0	1,700,000	4,017,000	2,627,205	8,344,205	0	0	0	0	0	3,000,000	3,000,000
本年中の不受胎・流産分	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
減価償却費	41,096	1,790,720	0	0		1,831,816	41,096	1,790,720	0	1,831,816	0	1,790,720	1,790,720
経費合計	2,381,096	1,790,720	4,040,000	6,357,000	5,562,205	20,131,021	41,096	1,790,720	0	1,831,816	0	9,209,748	9,209,748
所得金額	75,904	△1,790,720	202,000	317,850	278,110	△916,856	△41,096	△1,790,720	0	△1,831,816	0	790,252	790,252

（注） 数字の前の△は、損失を示す。

競走馬等の保有に係る決算状況一覧表

(単位：円)

区分				年分	11(確定申告時)	12(確定申告時)	13(確定申告時)	14(異議決定)
収入金額	取得賞金	進上金対象	本賞金					
			付加賞					
			距離割増賞					
			内国産馬所有奨励賞	6,850,000			12,454,000	
			出走奨励金（賞）					
			父内国産運馬奨励賞					
			市場取引馬奨励賞					
		その他の賞金品	参加賞					
			特別出走手当					
			競争とりやめ金	2,568,000	718,000		8,355,000	
			着外手当					
			休養手当					
	種付料				0	1,150,000		-
					23,331,387	19,214,165		10,000,000
	見舞金	抹消、能力喪失、休養			4,600,000			11,950,000
	補助金	診療費			264,100	4,800		48,100
		装蹄費			639,000	188,500	63,600	48,100
収入金額合計				38,252,487	21,275,465	63,600	42,855,200	
必要経費	進上金			1,370,000			2,490,800	
	預託料			5,235,478	2,011,241	8,429,532	19,494,879	
	出走登録料			60,000		50,000	258,000	
	蹄鉄料			330,120	88,032	483,592	1,474,112	
	治療費			362,756	77,244	324,167	1,305,503	
	補助馬糧料			282,313	83,064	197,734	1,251,796	
	馬具料			31,710	34,765	119,025	328,233	
	出張費			54,043			396,935	
	接待交際費			100,000			-	
	減価償却費			650,786		4,470,782	11,690,292	
	支払利息						50,753	
	借入金諸費用						55,733	
				4,645,273	3,955,000		2,919,028	
				14,117,000	8,344,205		3,000,000	
				7,500,000	6,000,000		1,500,000	
				5,054,219	1,831,816	1,831,816	1,790,720	
	預託料（種牡馬）			3,600,000			-	
	減価償却費			1,325,000			-	
				2,197,861			40,928,247	
	消費税			1,510,700			733,418	
	その他	競走馬			364,350	230,420	411,946	1,251,385
		軽種付馬				351,680		-
	必要経費合計				48,791,609	23,007,467	16,318,594	90,919,834
差引所得金額				△10,539,122	△1,732,002	△16,254,994	△48,064,634	

(注) 数字の前の△は、損失の金額を表す。

	競走馬に係るもの
	繁殖牝馬に係るもの
	種牡馬に係るもの
	廃馬除却損